

（総則）

第1条 甲及び乙は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、図面及び仕様書に従い、日本の法令を遵守し、この契約（この約款並びに図面及び仕様書を内容とする賃貸借契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

（賃貸借料の支払い）

第2条 乙は、1か月の賃貸借期間終了後、適法な支払請求書を提出するものとする。ただし、支払方法について別に定めのある場合は、この限りでない。

2 甲は、前項の支払請求書を受領した日から30日以内に乙に支払わなければならない。

3 甲の責めに帰すべき理由により、前項の規定による支払を遅延したときは、乙は、遅延日数に応じ未払金額に対し政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

（物件の受領）

第3条 乙は、物件を甲が指定する期日までに納入しなければならない。

2 甲は、物件を検査のうえ受領するものとし、乙が必要とするときは、物件受領書を交付するものとする。

3 乙は、納入した物件の全部又は一部が前項の規定による検査に合格しないときは、甲の指定する日までにその物品の補正又は取替えをしなければならない。

（契約不適合責任）

第4条 甲は、引き渡された目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであるときは、乙に対し、目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 前項の場合において、乙は、甲に不相当な負担を課すものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

（1）履行の追完が不能であるとき。

（2）乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

（3）目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

（4）前3号に掲げる場合のほか、甲がこの規定による催告をしても履行の追完がなされる見込みがないことが明らかであるとき。

（物件の管理及び保全）

第5条 甲は、物件を本来の用法に従い、善良な管理者の注意をもって使用し、管理するものとする。

2 乙は、甲の同意を受けて、物件に乙の所有権標識を貼付するものとする。

3 甲は、物件を契約書記載の設置場所から移動、又は物件引渡しの際の原状を変更するときは、事前に乙の承認を受けるものとする。

4 乙は、物件が常に十分な機能する状態を保つように保守、点検、整備を行い、その費用を負担する。ただし、甲の責めに帰すべき事由により修理の必要が生じたときは、それに要する費用は、甲の負担とする。

5 乙は、物件の保守方法について、あらかじめ甲の承認を得なければならない。

（物件の滅失等）

第6条 契約金額は、契約履行完了までの一切の経費を含むものとし、履行完了前に甲乙双方の責任に帰することができない理由により損害が生じた場合は、乙が、これを負担するものとする。

（甲の催告による解除権）

第7条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約の全部又は一部を解除することができるものとし、このため乙に損害が生じて、甲はその責めを負わないものとする。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微なものであるときは、この限りでない。

（1）借入開始日を過ぎても契約を履行しないとき又は借入開始日経過後相当の期間内に契約を履行す

る見込みがないことが明らかであると認められるとき。

(2) 正当な理由なく、第4条第1項の履行の追完がなされないとき。

(3) 乙が契約の履行について不正な行為をしたとき。

(4) 検査員等が行う監督又は検査に際してその職務執行を妨げたとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

2 甲は、前項の規定により契約を解除するときは、契約解除通知によりその旨を乙に通知しなければならない。

(甲の催告によらない解除権)

第8条 甲は、次条及び第10条の規定による場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 第19条の規定に違反して契約金債権を譲渡したとき。

(2) この契約の全部の履行が不能であることが明らかであるとき。

(3) 乙がこの契約の全部の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(4) 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(5) 契約の目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がなされる見込みがないことが明らかであるとき。

(7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員ではないが暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者に契約金債権を譲渡したとき。

(8) 第14条の規定によらないで、契約の解除を申し出たとき。

2 甲は、翌年度以降において甲の歳入歳出予算におけるこの契約の契約金額について減額又は削除された場合のほか、自己の都合により必要があるときは、書面による事前の通知により、契約の全部又は一部を解除することができる。

3 前条第2項の規定は、前2項の規定による契約の解除について準用する。

(談合その他不正行為に係る解除)

第9条 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができるものとし、このため乙に損害が生じて、甲はその責めを負わないものとする。

(1) 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

(2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3) 納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

(5) 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 第7条第2項の規定は、前項の規定による契約の解除について準用する。

(暴力団等排除に係る解除)

第10条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約の全部又は一部を解除することができるものとし、このため乙に損害が生じて、甲はその責めを負わないものとする。

- (1) 法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人、営業所の代表者その他経営又は運営に実質的に関与している者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等その他経営又は運営に実質的に関与している者、個人にあってはその者、支店又は営業所を代表する者その他経営又は運営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）に暴力団、暴力団員又は暴力団関係者がいると認められるとき。
- (2) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。
- (3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (5) この契約に係る資材又は原材料の購入契約その他の契約について、その相手方が前各号のいずれかに該当する法人であることを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (6) 第1号から第4号までのいずれかに該当する法人等を資材又は原材料の購入契約その他の契約（この契約に係るもの以外の契約を含む。）の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
- (7) 前2号に掲げる場合のほか、法人等の役員等又は使用人が、第1号から第4号までのいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

2 第7条第2項の規定は、前項の規定による契約の解除について準用する。

（甲の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第11条 甲は、乙が甲の責めに帰すべき事由により第7条第1項各号又は第8条第1項各号のいずれかに該当することとなったときは、第7条又は第8条の規定による契約の解除をすることができない。

（甲の損害賠償請求等）

第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 借入開始日までに目的物を引き渡すことができないとき。
- (2) この契約の目的物に第4条第1項に規定する不適合（以下「契約不適合」という。）があるとき。
- (3) 第7条、第8条第1項及び第3項又は第10条の規定により、目的物の引渡し後にこの契約が解除されたとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、既に賃貸借を受けた期間がある場合は、賃貸借料総額から当該部分に相当する額を差し引いた金額の10分の1に相当する額を違約金とする。

- (1) 第7条、第8条第1項及び第3項又は第10条の規定により目的物の引渡し前にこの契約が解除されたとき。
- (2) 目的物の引渡し前に乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の責めに帰すべき事由により乙の債務について履行不能となったとき。

3 次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

4 甲は、第2項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

5 第1項各号又は第2項各号に定める場合（第3項の規定により第2項第2号に該当するものとみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない

事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

6 甲は、第1項第1号の場合において、借入開始日後相当の期間内に履行する見込みがあると認めたときは、乙に契約金額から引渡し済みの部分に相当する代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、支払遅延防止法第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した額を請求するものとする。

7 第3条第3項の規定により甲が補正又は取替えのために指定した期間は、前項の遅延日数として計算しないものとする。

8 乙は、第2項の規定による違約金を支払う場合は、当該違約金とこれを超える甲に生じた損害を賠償しなければならない。

(談合その他不正行為に係る賠償金の支払)

第13条 乙は、この契約に関して、第9条第1項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を甲が指定する期限までに支払わなければならない。乙が契約を履行した後も、同様とする。

2 乙は、第9条第1項各号のいずれかに該当し、かつ、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定にかかわらず、契約金額の10分の3に相当する額を甲が指定する期限までに支払わなければならない。

(1) 第9条第1項第1号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3の規定の適用があるとき。

(2) 第9条第1項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(3) 乙が談合その他不正行為を行っていない旨の誓約書を甲に提出しているとき。

3 乙は、前2項の規定による賠償金を支払う場合は、当該賠償金とこれを超える甲に生じた損害を賠償しなければならない。

(乙の催告による解除権)

第14条 乙は、甲がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微なものであるときは、この限りでない。

2 乙は、前項の場合において、乙に損害が生じたときは、甲にその賠償を求めることができる。

(乙の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第15条 乙は、乙の責めに帰すべき事由により前条第1項に該当することとなったときは、同条の規定による契約の解除をすることができない。

(契約不適合責任期間等)

第16条 甲は、乙が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない目的物を甲に引き渡した場合において、甲がその不適合を知った時から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、契約不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。ただし、乙が引き渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(妨害等に対する報告義務等)

第17条 乙は、契約の履行に当たって、妨害(不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。)又は不当要求(金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。)(以下「妨害等」という。)を受けた場合は、速やかに甲に報告するとともに警察へ被害届を提出しなければならない。

2 甲は、乙が妨害等を受けたにもかかわらず、前項の規定による甲への報告又は被害届の提出を怠ったと認められる場合は、豊田市の調達契約からの排除措置を講ずることができる。

(返還)

第18条 この契約の終了又は契約の解除による物件の返還に要する費用は、その解除が甲の責に帰する場合を除き、乙が負担する。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第19条 乙は、この契約から生ずる一切の権利義務を第三者に譲渡し、又はその履行を委任することはできない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(守秘義務)

第20条 乙は、この契約の履行に際し、知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。この契約の終了後又は解除後においても、同様とする。

(協議)

第21条 この契約に定めのない事項又は疑義が生じたときは、豊田市契約規則の定めるところによるほか、その都度甲乙協議して定めるものとする。